

府政広報（デザイン等）発信力強化業務委託仕様書

1 委託業務名

府政広報（デザイン等）発信力強化業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

3 趣旨

府政の情報発信力を強化し、府政の施策ブランドを高めるため、府において制作する印刷物等の広報ツールのディレクション及びデザインについて、知見を有する事業者に業務を委託する。

4 業務内容

(1) ディレクション業務

広報戦略に沿ったクリエイティブの制作のための調整を行うディレクターを1名以上配置し、広報効果を高めるクリエイティブの制作のため、府が制作する印刷物等の広報ツールのデザイン及びアドバイスにおいて、事業課等とのヒアリング、進行管理、デザイナーへの指示等を行う。

(2) デザイン制作

専門的知見を有するデザイナーを1名以上配置し、府において制作する印刷物等の広報ツール（チラシ・ポスター・ロゴマーク・WEB バナー・イラスト等）のデザイン月8件相当（A4両面を1件とする）を制作する。

(3) 打ち合わせ

業務の遂行に当たり、クリエイティブ制作のためのディレクターにおいては、週1回2時間以上の定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果物の著作権は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

②受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。